

## 日通アロ一便運送約款（2019年6月1日 関自貨第61号）

<b>第一章 総則</b> <div data-bbox="92 220 712 388"><p>(事業の種類)</p><p>第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。</p><p>2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。</p><p>3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。</p><p>4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。</p><p>(適用範囲)</p><p>第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業にて取り扱うアロ一便に関する契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。</p><p>2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。</p></div>	<div data-bbox="798 201 1469 682"><p>(外装表示)</p><p>第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店の必要がないと認めた事項については、この限りではありません。</p><ul style="list-style-type: none"><li>一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所</li><li>二 品名</li><li>三 個数</li><li>四 その他運送の取扱いに必要な事項</li></ul><p>2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。</p><p>(危険品についての特則)</p><p>第十三条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な輸送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。</p><p>(連絡運輸又は利用運送)</p><p>第十四条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。</p></div> <b>第三章 積付け、積込み又は取卸し</b> <div data-bbox="798 535 1469 682"><p>(積付け、積込み又は取卸し)</p><p>第十五条 貨物の積付け、特別な方法によらない積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。</p><p>2 当店は、特別な方法による貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。</p><p>3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。</p></div>	<div data-bbox="1498 201 2169 535"><p>2 当店は、前項各号の場合において、指図を待つてとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。</p><p>3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。</p><p>(危険品等の処分)</p><p>第二十七条 当店は、第十三条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。</p><p>2 前項前段の処分に必要な費用は、すべて荷送人の負担とします。</p><p>3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。</p><p>(事故証明書の発行)</p><p>第二十八条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。</p><p>2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。</p></div> <b>第七節 運賃及び料金</b> <div data-bbox="1498 556 2169 976"><p>(運賃及び料金)</p><p>第二十九条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が定める運賃料金表によります。</p><p>2 個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。</p><p>(運賃、料金等の收受方法)</p><p>第三十条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を受取ります。</p><p>2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。</p><p>3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることがあります。</p><p>(積料又は取卸料)</p><p>第三十一条 当店は、特別な方法による貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を受取ります。</p><p>(待機時間料)</p><p>第三十二条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込みもしくは取卸し又は第五十八条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を取受します。</p><p>(延滞料)</p><p>第三十三条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四、五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。</p><p>(運賃請求権)</p><p>第三十四条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求します。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を受取しているときは、これを払い戻します。</p><p>2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を受取ります。</p><p>(事故等と運賃、料金)</p><p>第三十五条 当店は、第二十四条及び第二十六条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を受取ります。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を受取している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。</p><p>(中止手数料)</p><p>第三十六条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。</p><p>2 前項の中止手数料は、次のとおりとします。</p><p>一 運送契約につき五百円</p></div>	<div data-bbox="2199 201 2870 1060"><p>(高価品に対する特則)</p><p>第四十三条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷、延着その他の損害について損害賠償の責任を負いません。</p><p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。</p><ul style="list-style-type: none"><li>一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。</li><li>二 当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。</li></ul><p>(責任の特例消滅事由)</p><p>第四十四条 当店の貨物の一部消滅又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。</p><p>2 前項の規定は、貨物の引渡し当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。</p><p>3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人への貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。</p><p>(損害賠償の額)</p><p>第四十五条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡ししがされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。</p><p>2 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡ししがされるべき地及び時における、引き渡れた貨物の価格と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価格との差額によってこれを定めます。</p><p>3 第三十四条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。</p><p>4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害賠償について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。</p><p>5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。</p><p>第四十六条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によって貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。</p><p>(除斥期間)</p><p>第四十七条 当店の責任は、貨物の引渡ししがされた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡ししがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは消滅します。</p><p>2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することがあります。</p><p>3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。</p><p>(利用運送の際の責任)</p><p>第四十八条 当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。</p><p>(賠償に基づく権利取得)</p><p>第四十九条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。</p></div> <b>第九節 連絡運輸</b> <div data-bbox="2199 1081 2870 1669"><p>(通し送り状態)</p><p>第五十条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下この条において「連絡運輸の場合」という。）において、当店が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送についての送り状を交付しなければなりません。</p><p>(運賃、料金等の收受)</p><p>第五十一条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を受取ります。</p><p>2 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から收受することを認めることがあります。</p><p>3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十条第二項の規定を準用します。</p><p>(中間運送人の権利)</p><p>第五十二条 連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わってその権利を行使します。</p><p>(責任の原則)</p><p>第五十三条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。</p><p>(運送約款等の適用)</p><p>第五十四条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。</p><p>(引渡期間)</p><p>第五十五条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。</p><p>(損害賠償事務の処理)</p><p>第五十六条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。</p><p>(損害賠償請求権の留保)</p><p>第五十七条 連絡運輸の場合における第四十四条第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。</p></div> <b>第三章 附帯業務</b> <div data-bbox="2199 1690 2870 1900"><p>(附帯業務)</p><p>第五十八条 当店は、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検取及び検査、懐持ち及び縦持ち、梱入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等が必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金または実際に要した費用を受取り、当店の責任においてこれを行います。</p><p>2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。</p><p>(付保)</p><p>第五十九条 運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。</p><p>2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。</p></div>
---	--	---	---